

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会 議事録

■日時 平成29年8月28日（月）午前9時30分～午前11時04分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池本委員、奥委員、齋藤委員、佐々木委員、谷川委員、堤委員、寺島委員、西川委員、藤倉委員、森川委員

■議事内容

1 受理報告

「豊洲新市場建設事業」に係る変更届について

⇒ 審議会へ報告。

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会
速 記 録

平成29年8月28日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前9時30分開会)

○真田アセスメント担当課長 本日は、お忙しい中御出席いただき、まことにありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち13名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成29年度第6回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございましたので、よろしくをお願いいたします。

○柳審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳審議会会長 おはようございます。傍聴の方は、円滑な会議運営に御協力をお願いいたします。また、傍聴希望案件が終了次第、退出されて結構です。

それでは、ただいまから、平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、受理報告1件、その他となっております。

それでは、受理報告につきまして事務局から報告をお願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 それでは、お手元の本日の資料の1ページをお開きください。

今回の報告につきましては、受理報告ということで、変更届が1件で、案件につきましては豊洲新市場建設事業でございます。

それでは、今回の変更届につきまして御説明申し上げます。お手元に、事業者から提出された変更届のほうも置いてあるかと思えます。本日はこちらの資料を使いまして御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の、事業者が出ている変更届の1ページ目をお開きください。

まず、1ページ目は豊洲新市場建設事業の概要でございます。

事業者の名称は東京都でございます。

対象事業の名称は「豊洲新市場建設事業」、種類は卸売市場の設置、自動車駐車場の設置でございます。

対象事業の概略でございますが、本事業は、江東区豊洲六丁目に約6,300台の自動車駐車場を有する敷地面積約40.7haの卸売市場を建設するものでございます。図1-2、1-3におきまして配置図及び鳥瞰図を示させていただいております。

こちらの豊洲新市場のアセスの手続きでございますが、東京都の事業であること、卸売市場の面積として約40.7ha、駐車場としての駐車台数が約6,300台あることから、計画段階からアセスの手続を行う対象事業といたしまして、平成16年9月15日に環境配慮書が提出されまして、平成23年7月に環境影響評価書が提出されてございます。

それでは、5ページをお開きください。こちらの5ページは事業計画の今回の変更の内容をお示ししてございます。下の表を見ていただければと思います。変更の項目といたしまして、表の左の欄にございます3項目でございます。

変更内容でございますけれども、土壌汚染対策計画の変更につきましては、埋め戻し・盛土の変更と地下水管理の変更がでございます。施工計画の変更は、土壌汚染対策計画変更に伴います工事が追加されることから、工事内容の変更と工事工程の変更がでございます。供用計画の変更につきましては、工事工程の変更に伴いまして供用開始予定時期の変更を行います。

それでは、1枚お開きいただきまして、6ページをご覧ください。変更の概要でございます。「土壌汚染対策計画の変更」でございますが、評価書におきまして、市場用地全体にわたりA. P. +2.0mからA. P. +4.0mまでをきれいな土に置き換える、さらにA. P. +6.5mまでの根切りを除く高さまできれいな土で盛土を行う、基本的にA. P. +4.0mまで土を入れ換えた後、敷地全体にA. P. +4.0mからA. P. +6.5mまで盛土をすることとしておりました。

その後、建物の実施設計・施工段階におきまして、青果棟、水産仲卸売場棟、水産卸売場棟、加工パッケージ棟と、管理施設棟下につきましては盛土を行わず、地下ピットを設置することとしたことから、環境影響評価書の記載内容と異なる状況となってございます。この異なる状況になった経緯につきまして簡単に御説明させていただければと思います。

まず、平成22年11月、中央卸売市場から汚染土壌は全て掘削・除去し、計画地全体にわたり、A. P. +4.0mまで購入土などのきれいな土で埋め戻し、A. P. +6.5mまでの根切りを除く高さまできれいな土で盛土を行うという内容の環境影響評価書案が提出されております。その後、建物の下に盛土がないという説明や報告が環境局になされることはなく、環境影響評価手続上のそごが生じることとなっております。

通常の変更届は、工法の変更等、軽微なものが大半でございますけれども、豊洲新市場の場合も計11回の変更届が既に提出されております。遅くとも、今回、工事の着工までに必要な手続を完了させておくよう、盛土を行わなかった旨を環境局に届け出るべきでありました。

実施設計が起工された平成23年9月以降であれば、この変更手続を行うことができたにもかかわらず、盛土を行わないという重大な変更届を報告しなかったという事実は重いと、東京

都が行った調査結果をまとめました自己検証報告書で結論づけられているところがございます。変更手続をなぜ行わなかったかにつきましては十分に解明できなかったものの、手続に問題があったことは事実でございます。今回の状況を招いた要因を探りますと、組織内での意思決定プロセスの不備や連携の不足、ガバナンスの欠如などに問題があったと考えられてございます。

今回の変更届は、平成28年9月に主要建物下に盛土がなかったことを公表して以降、専門家会議を設置しまして、必要な対応策を検討してきまして、本年6月に同会議の提言をいただいた後、土壌汚染対策計画の変更を取りまとめたことから、提出されたものでございます。

続きまして、今も専門家会議を設置したというお話をさせていただいておりますけれども、平成28年9月に豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議を設置しまして、地下ピットがある状態の確認と評価と、リスク管理上必要な対応策等について検討を行うことといたしておりました。その後、土壌汚染対策工事実施後に行っていました2年間の地下水モニタリングでの一部地下水の基準超過や、地下水位が日常管理水位A.P. +1.8mに達していない状況につきましても、リスク管理上の対応について専門家会議で検討を行うことといたしております。

今回、専門家会議の議論を踏まえまして、土壌汚染対策計画の変更内容を取りまとめたことから、環境影響評価書の変更を提出したものでございます。

お手元に、右上に参考と書かれた紙を1枚置かせていただいておりますけれども、専門家会議のことにつきましてまとめさせていただいておりますので、こちらを説明させていただきたいと思っております。

まず、豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議の位置づけでございます。生鮮食料品等を扱う豊洲市場において、食の安全・安心を確保する観点から、改めて土壌汚染対策について専門家により検討を行うために設置してございます。

メンバーですが、放送大学和歌山学習センター所長の平田さんを座長に構成されてございます。

開催状況につきましては、平成28年10月から今年の6月まで会議を6回開催いたしまして、以下の提言をまとめております。

まず、1 地下ピット内での水銀等ガス濃度上昇防止対策についてでございます。地下ピット内に地下水がたまっておりまして、その水から微量の水銀等が検出されております。それらが揮発してピット内に滞留したことから、地下ピット内での水銀等のガス濃度上昇防止対

策として以下の2案が示されてございます。いずれの案も、当初予定されておりました盛土に代わる対策として必要とされる効果を得られるものと専門家会議では評価してございます。

まず、その対策の概要でございませけれども、案が2つ示されてございます。

案1は、遮蔽シートによりガスの侵入を大幅に低減し、換気によりガスの濃度上昇の防止を行う。

案2は、換気によりガス濃度上昇を防止し、コンクリートによりガスの侵入を低減するとしてございます。

こちらの2案を踏まえまして、東京都としましては、工期であるとか工事費の面で優れている案2を対策とすることと決定いたしまして、今回の変更届に追加する工事としてお示ししております。

次に、2 地下水管理システムの機能強化についてでございます。現在、既存の地下水管理システムで排水をしておりますけれども、まだ日常管理水位であるA.P. +1.8mまで水位が下がっていないことから、次の強化を図ることといたしております。

まず、揚水機能が低下した井戸の洗浄とポンプの交換、地下ピット内に新たに揚水ポンプを設置する、地下水位の観測井戸に揚水ポンプを設置し揚水井戸として活用する、地下水位が高い箇所において吸引管を打ち込み、真空ポンプで揚水を実施する、でございます。

簡単ですけれども、専門家会議でまとめられた案については以上でございます。

続きまして、また変更届の6ページにお戻りいただければと思います。

今、御説明したような形で、まず、地下ピット内の水銀等のガス濃度上昇防止対策と地下水管理システムの機能強化という形で内容がまとまりましたので、今回、提出してございます。

それでは、今回の土壤汚染対策計画における変更点について御説明をさせていただきたいと思っております。変更届の7ページご覧ください。右側のページの図をご覧くださいと思いますが、まず上のほうの図でございます。

図の中央に赤線で丸が示されておりますけれども、こちらは、最小50cmの既設砕石層の上に厚さ25cmのコンクリートを打設いたします。地下水から気化した揮発性物質の地下ピット内の侵入低減策をこれとすることとしております。そして、地下ピットにおいて換気を行うことによりまして、地下ピット内の空気中の揮発性物質濃度の上昇を防止するとしております。さらに、地下ピット内の空気中の揮発性物質の濃度の確認を一定期間実施してまいります。この対策については、先ほども御説明しましたけれども、専門家会議で、本来盛土で果

たされるはずだった機能を有する対応策として妥当であると評価をされてございます。

換気の排気位置につきましては、市場関係者、来場者等に十分配慮しながら計画をいたしております。

それでは、8ページをご覧ください。地下水管理の変更でございます。こちらの右の図をご覧ください。豊洲市場では、雨水の排水等のため、地下水の水位の管理と排水を下水排除基準以下に管理するために地下水管理システムを設けておりまして、現在、本稼働している状況でございます。こちらのシステムは、計画地の地下水位を日常管理A. P. +1. 8mに保つようにしてございますが、一方で、地下水管理システムの稼働後、計画地の地下水位が日常管理水位に達していない状況が発生しております。今回、既存の地下水管理システムに加え、こちらの図の①の赤い囲みのところに、地下ピット内に揚水設備の設置ということで、現在、仮設で、地下ピット内については約A. P. +2mの位置にポンプを設けて排水を続けているところでございます。ただ、もう既に水位がA. P. +2m前後で推移しておりまして、今回、さらに深いところで揚水するとしております。

念のため申し上げますと、地下水管理システムでございますけれども、既存のシステムについては、建物内についてはもともと揚水ポンプはございまして、建物外の周辺のところには設けているものでございます。

続きまして、図の赤い枠の②既設観測井戸に揚水ポンプを設置することで、揚水井戸化、でございます。こちらは、今まで、地下水管理システムの水位を把握するために設けられている井戸でございますけれども、こちらに揚水ポンプをつけまして、揚水用の井戸に切り変えていくということでございます。

続きまして、図の③真空ポンプによる揚水でございますけれども、外構部において管を打ちまして真空ポンプによる揚水を実施することとしております。

これらの機能強化によりまして、日常管理水位に早期に達することと安定的に保つこととしております。先ほど水位を観測する井戸を揚水井戸化するという話をさせていただきましたけれども、今度、地下水の水位はどうやって測るかにつきましては、既存の地下水モニタリングの井戸を活用して地下水位の観測を継続していくこととしてございます。

以上でございます。

それでは、11ページをお開きください。施工計画の変更でございます。工事内容の変更につきましては、表1-4に示すとおり、地下ピット内の工事等に先ほど説明した2点を追加してございます。

下のほうに移りまして、工事工程の変更でございます。先ほどの工事を追加したことから工事予定期間を変更してございます。今回の変更に関しまして、必要な工事期間は約6カ月を想定してございます。

それでは、表1-5をご覧ください。工事予定期間につきましては、変更前が平成23年度から平成28年度までとしてございましたが、今回の変更によりまして、平成23年度から平成29年度以降としてございます。今後の事務手続につきましては未確定なことが多いことから今回はこういう表現にさせていただいております。

それでは、14ページをお開きください。今度は施設の供用開始予定時期の変更でございます。今まで説明しました土壌汚染対策計画と施工計画の変更に伴いまして施設の供用計画が変更されるということで、表1-8に示すように、新市場の開場予定は、変更前につきましては平成28年11月としてございましたけれども、変更後につきましては、平成30年度以降に変更いたしております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、15ページをご覧ください。今回の事業計画の変更に伴います予測・評価の見直しについてでございます。評価書における予測・評価項目は、大気汚染等14項目で行ってございますけれども、今回の変更に伴いまして、工事の施行中の水質汚濁、土壌汚染、廃棄物の3項目についてそれぞれ見直しを行っております。

右側の16ページをご覧ください。こちらの表は、14項目につきまして見直しをするしないの理由を示させていただきます。まず、大気汚染の工事の施行中でございます。建設機械の稼働、工事用車両の走行につきましては、二酸化窒素と浮遊粒子状物質の予測をしてございます。工事の施行中の最大ピークが、車両につきましては2,138台/日、建設機械の稼働台数は408台/日ということで今までお示しさせていただいておりますけれども、今回の対策工事に生じます車両台数につきましては最大値が927台/日、建設機械の最大稼働台数は45台/日ということで、最大ピークの台数と比べまして下回っておりますので、今回、見直しを行わないとしてございます。

騒音・振動につきましても同様の理由で見直しを行わないとしております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、17ページをご覧ください。工事の施行中の水質汚濁と土壌汚染につきましては、まず、事業計画の変更に伴いまして施工内容に変更が生じることから見直しを行うとしております。

水質汚濁につきましては、遮水壁の設置によりまして、現在、計画地周辺との地下水の移動を防止してあること、地下水管理システムによりまして計画地の地下水の水質を中長期的

に改善すること、地下水管理システムや市場施設からの排水は下水排除基準以下としてから公共下水道に放流することから、工事の完了後の予測・評価は行わないとしてございます。

土壌につきましても同様な対策がとれていること、計画地につきましてもは土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定されておりまして、計画地での掘削作業時は法令等に基づいて適正に処理すること、開場後は主に卸売市場で利用することから、土壌汚染を発生させる要因はないことから、工事の完了後の予測・評価は行わないとしてございます。

続きまして、地盤の工事の施行中につきましてもは、地下水管理システムの機能強化施工に伴い、地下水の揚水や掘削等を実施しますが、土壌汚染対策工事の準備工にて設置した遮水壁が機能していること、掘削は表層付近のみであるため計画地周辺への地盤沈下等の影響を与えるおそれはないことから、見直しを行わないとしてございます。

水循環も、地下水管理システムの機能強化に伴いまして地下水の揚水を実施しますが、土壌汚染対策工事の準備工にて設置した遮水壁が機能しまして、計画地周辺への水位の変化が生じていないことを確認していることから、見直しを行わないとしてございます。

続きまして、右側の18ページをご覧ください。廃棄物の工事の施行中でございます。施工内容の変更に伴いまして、施工中に発生する廃棄物量に変更となることから、今回、見直しを行ってございます。

その他の項目の工事の施行中につきましてもは、既に終了している、または見直しがないことから、見直しは行わないとしてございます。

工事の完了後、施設の供用後につきましてもは、施設の供用等の計画に変更はないことから、見直しは行わないとしてございます。

それでは、22ページをお開きください。4. 環境に及ぼす影響の内容及びその程度並びにその評価の見直しについてでございます。

まず、水質汚濁でございます。(5) 予測結果の①これまでに実施した土壌汚染対策工事（準備工事、汚染土壌・汚染地下水対策）による地下水の水質への影響でございます。こちらは、評価書に記述された既に実施済みの工事についての予測結果でございます。これまで実施しました土壌汚染対策工事では、準備工事として街区周縁を遮水壁で囲い、地下水の移動を防いでおります。

資料編の1ページをお開きください。遮水壁の概要でございます。土壌汚染対策工事の準備工事としまして、一番上の図にあるように、各街区周縁を遮水壁にて囲っております。また、中段、下段の図に示すように、遮水壁は不透水層へ最小50cmの根入れを確保してございます。

遮水壁により周辺との地下水の移動を防止してございます。

それでは、また22ページにお戻りいただきたいと思えます。

今、御説明差し上げました遮水壁を設置後、A. P. +2. 0mからA. P. +4. 0mの間にある土壌につきましては、汚染の有無によらず掘削し、外部へ搬出してございます。A. P. +2. 0mより深いところにおきましては、調査に基づきましてガス工場操業由来の土壌と地下水の汚染が確認されている区画では、土壌を掘削し、同時に、汚染地下水を除去してございます。掘削や汚染地下水処理に伴う排水につきましては、仮設の地下水処理プラントにて下水排除基準以下とした上で公共下水道へ放流してございます。

以上のことから、これまでに実施した土壌汚染対策工事について発生しました排水による計画地とその周辺の地下水の水質への影響はなく、また、街区周縁に遮水壁を設置したことにより、計画地周辺の地下水の水質への影響はなく、汚染土壌の掘削等及び汚染地下水の処理等に伴う地下水の水質への影響はないと予測した結果を満足するとしてございます。

続きまして、②地下ピット追加対策工事に伴う地下水の水質への影響でございます。23ページをご覧ください。先ほど変更の概要のところの説明しました地下ピットについてコンクリートの打設等の工事を行います。この工事に伴います排水は、地下水管理システム等で適正に処理した後、下水排除基準以下とした上で公共下水道へ放流することから、計画地及びその周辺の地下水の水質への影響はないと予測してございます。

次に、③地下水管理システムの工事内容変更に伴う地下水の水質への影響でございます。平成28年10月から本格稼働しております地下水管理システムでは、揚水井戸からの地下水を各街区の排水施設棟におきまして下水排除基準以下とした上で公共下水道へ放流してございます。先ほど説明したポンプの増設等に伴う工事におきましては、配管工事による盛土の掘削であるとか、真空ポンプ設置工事を行いますけれども、工事中に生じた排水は地下水管理システム等で適切に処理した上で、下水排除基準以下とした上で公共下水道へ放流いたします。

以上のことから、計画地及びその周辺の地下水の水質への影響はないと予測してございます。

最後に④今後の地下水管理による地下水の水質への影響でございます。計画地は、準備工事として先ほど説明した街区周縁に遮水壁を設置して、計画地外の地下水の移動は遮断されております。降雨等に伴う計画地の地下水の増加につきましては、地下水管理システムにより水位を管理するとともに、地下水管理システムからの排水は下水排除基準以下とした上で

公共下水道へ放流することで対応いたします。また、遮水壁により計画地周辺からの地下水の流入はないことから、新たな地下水汚染のおそれはなく、地下水管理システムにより地下水を日常管理水位に保つことで、計画地に存在する汚染地下水は徐々に回収されるとしております。そのため、地下水管理システムを稼働させることで計画地の地下水の水質は中長期的に改善されるとしてございます。

以上のことから、今後の地下水管理による計画地及びその周辺の地下水の水質に影響はないと予測してございます。

24ページに移りまして、環境保全のための措置でございます。評価書に記載した環境保全のための措置につきましては変更はございませんが、予測に反映していない環境保全の措置としまして、下に書いております計画地の地下水の水質確認を一定期間実施してまいります。計測項目につきましては、ベンゼン、シアン、ヒ素でございます。この結果につきましては事後調査報告書で報告してまいります予定でございます。

それでは、資料編の15ページ、後ろから2枚おめくりいただければと思います。こちらの図は、今回、環境保全の措置として追加される新たな地下水モニタリングの計画でございます。まず、第9回地下水モニタリングにて地下水の基準超過が確認されたモニタリング井戸を中心にしまして、今後の地下水濃度の傾向を把握するためにモニタリングを行ってまいります。

下の図をご覧ください。オレンジ色の点でございますが、この点が、第9回のモニタリングで汚染が確認された井戸を中心に、今回選定した月1回、測定する井戸でございます。このオレンジ色の井戸の位置に偏りがございますので、各街区全体を把握するために紫色の点で井戸17カ所を選定してございます。こちらの井戸につきましては3カ月に1回測定をしてまいります。地下水管理システムでは、排水施設棟にて水質の自動分析装置を設置していることから、将来的には地下水管理システムを利用したモニタリングに移行する予定でございます。

それでは、また24ページにお戻りください。

今度は評価でございます。これまで実施した土壌汚染対策工事につきましては、先ほど①で示したとおり、工事の実施により発生した排水は公共下水道へ放流したことから、計画地とその周辺の地下水の水質には影響はなく、また街区周縁に遮水壁を設置し、周辺地域との地下水の移動を遮断したことから、計画地周辺の地下水の水質への影響はなかったと評価してございます。

今回の変更に伴う工事につきましては、②、③で示したとおりでございまして、工事に伴う排水は適切に処理し、下水排除基準以下とした上で公共下水道へ放流するため、計画地及

びその周辺の地下水の水質への影響はないと評価してございます。

加えまして、④で示したように、街区周縁に遮水壁が設置されている状況で、地下水管理システムを稼働させることで、計画地の地下水位を日常管理水位に保ち、中長期的に地下水の水質の改善を図るため、計画地及びその周辺に新たな水質汚濁が生じるおそれはないと予測してございます。

以上のことから、これまでに実施した工事や今回の変更による地下水の水質への影響はなく、今回の変更に伴う地下水の水質への影響の程度は、評価の指標とした土壤汚染対策法の基準を満足するという評価の結論に変更はないと評価してございます。

以上が水質汚濁についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、25ページ、土壤汚染でございます。(5)予測結果①をご覧ください。まずこれまでに実施した土壤汚染対策工事による土壤への影響でございます。こちらも水質汚濁と同様に、既に実施した工事の予測結果でございます。既に実施した工事の内容は水質汚濁と同様でございます。A. P. +2.0mより深いところの汚染土壌は掘削し、その埋め戻しには場内の仮置き土や仮設土壌処理プラントによる処理済み土を最大限に利用し、汚染土壌の除去につきましては、土壤汚染対策法の規定に基づきまして適正に実施してございます。

以上のことから、これまでに実施した土壤汚染対策工事は適切に実施されており、計画地及びその周辺の土壌への影響は小さく、汚染土壌の掘削・処理等に伴う計画地及びその周辺の土壌への影響の程度は小さいと予測した結果を満足するとしてございます。

なお、汚染土壌の除去につきましては、土壤汚染対策法の規定に基づく工事終了報告書を既に提出しているところでございます。

②地下ピット追加対策工事に伴う土壌への影響でございます。こちらも工事の内容につきましては水質汚濁と同様でございます。今回の変更に伴う地下ピットの追加対策工事に伴います計画地及びその周辺の土壌への影響の程度は小さいと予測してございます。

③地下水管理システムの工事内容変更に伴う土壌への影響でございます。先ほど説明したポンプ増設工事の際、配管工事による盛土の掘削等の工事实施時は適宜の散水等により土壌の飛散防止措置を行うほか、こちらの土地が形質変更時要届出区域でございますので、こちらから排出される建設発生土につきましては土壤汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設へ搬出して処分することとしていることから、適切に処理されるとしてございます。

以上のことから、今回の変更に伴う計画地及びその周辺の土壌への影響の程度は小さいと

予測してございます。

続きまして、環境保全のための措置でございます。評価書において示した予測に反映した環境保全の措置につきましては、主要建物下について今回の変更に伴う追記をしてございます。

27ページをご覧ください。今回、地下ピット内は、コンクリート打設した後、換気等を行いますが、地下ピット内の空気中の揮発性物質濃度の確認を一定期間実施することを追加してございます。計測項目につきましては、ベンゼン、シアン、水銀でございます。結果につきましては事後調査報告書で報告をいたします。

評価でございます。これまで実施した土壤汚染対策工事では、①で示したとおり、土壤汚染対策法の基準を満足しているため、計画地及びその周辺の土壤への影響は小さかったと評価してございます。今回の変更の中の②でございますけれども、こちらにつきましては、主要建物の地下ピット内において盛土にかわる対策を実施しまして、地下ピット内の空気中の揮発性物質濃度の確認を一定期間実施することから、今回の変更に伴う計画地及びその周辺の土壤への影響の程度は小さいと評価してございます。

次、③で示しましたように、地下水管理システムの機能強化を行います。この文章が、「工事に伴う土壤の飛散措置」ということで飛散させるように書かれてございますけれども、これは記述の間違いで、「飛散防止措置を講じる」で、防止という言葉を追加させていただきたいと思っております。工事に伴う土壤の飛散防止措置や発生土の処理等は適切に行われることから、今回の変更に伴う計画地及びその周辺の土壤への影響の程度は小さいと評価する、としてございます。

以上のことから、これまで本事業において実施した工事や今回の変更による土壤の影響の程度は小さく、今回の変更に伴う土壤への影響の程度は評価の指標とした土壤汚染対策法の基準を満足するという評価の結論に変更はないと評価してございます。

以上が土壤汚染についてでございます。

右ページ、28ページをご覧ください。廃棄物でございます。予測結果でございますけれども、建設発生土の発生量につきましては、表4-2にあるとおり、土木工事におきまして約2,000 m³増加予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、29ページをご覧ください。表4-3は、工事中の建設廃棄物の量を示しております。今回の分は下線を引いてございます。

右ページの表4-4をご覧ください。今回の工事に伴う建設廃棄物の発生量と再資源化量を示

してございます。コンクリートやアスファルトなど、総計で6,917t発生すると予測してございます。再資源化量につきましては98.3%を設定してございます。こちらにつきましては、東京都建設リサイクル推進計画の平成30年度の目標値を事業者の再資源化率として設定してございます。最終的な再資源化量の目標は6,797tとしてございます。

それでは評価でございます。評価の指標は、廃棄物処理法等に示された事業者の責務に基づく廃棄物の抑制を図ることとしてございます。今回の変更に伴い、建設発生土や建設廃棄物の変更が生じますが、形質変更時要届出区域から発生する建設発生土につきましては、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設へ搬出し、適切な処理を行います。建設廃棄物につきましては、東京都建設リサイクル推進計画に基づき、建設廃棄物の抑制、建設資材の再利用等による排出量の圧縮を図り、また、再生、再利用できない廃棄物につきましては適切に処理・処分を行いまして、マニフェスト等によりまして確認をしていきます。

以上により、評価の指標といたしました廃棄物処理法等に示された事業者の責務を満足することから、評価の結論に変更はないと評価をしてございます。

廃棄物については以上でございます。

1枚おめくりいただいて、31ページをご覧ください。31ページは「事後調査の計画について」でございます。こちらで示させていただいておりますのは、供用後の事後調査の計画についてでございます。環境影響評価書では、市場施設とにぎわい施設である千客万来施設を一体として評価してございますが、市場施設と千客万来施設の供用開始時期に差が生じることが見込まれます。そのため、評価書にて工事の完了後に環境影響を及ぼすおそれがあるとして選定した環境影響評価項目の中から、下の表5-1に示す項目を市場施設の供用開始後から補足調査をしまして、事後調査報告書として報告をいたす予定でございます。

例としましては大気汚染をご覧ください。関連車両の走行と駐車場の供用につきましては、一部供用開始後、これは市場の供用開始後ですね、それと千客万来施設供用の2段階で想定されるために、調査時点は一部供用開始後と工事の完了後の2回とする計画でございます。

真ん中の関連船舶運行につきましては、関連船舶の運行台数は、千客万来施設での船舶の運行は計画されておきませんので、調査時点では一部供用開始後（市場の供用開始後）の1回のみとしてございます。

右のページをご覧ください。日影、風環境、景観の建築物の存在ですけれども、建築物の存在に伴う変化の程度は、千客万来施設の建設により変化する可能性があると考えられるため、調査時点は、工事の完了後（千客万来施設完了後）の1回としてございます。

なお、具体的な調査時点であるとか報告時期につきましては、先ほど工事計画等を説明したとおり、今後の事業日程等が確定していない関係で未確定となっております。今後、一部供用開始時期及び工事の完了時期が確定次第、工程変更の報告を行うとともに、事後調査報告書は、予測した項目ごとに調査が完了した後、速やかにまとめるものとしてございます。

変更届の内容につきましては以上でございます。この変更届が提出されまして、環境局で審査をいたしました。今回の土壌汚染対策工事に伴う飛散防止対策は必要な対策が講じられていることから、周辺への影響は小さいという予測と評価書の評価の結論に変更はないという事業者の評価については妥当というふうに判断をしてございます。そのため、今回の変更による環境への著しい影響は認められないため、今回、このように受理報告とさせていただきます。

以上でございます。

○柳審議会会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、専門家会議再開の経緯、またその検討を踏まえた今回の変更届の具体的内容として、埋め戻し・盛土の変更、地下水管理の変更とその強化、それから供用開始時期の変更についての説明がありました。

評価書の予測・評価の見直しについては、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物の3項目の見直し、それから、見直しに伴う予測・評価の結論には変更がない旨の説明がありました。これは、さらに環境保全措置を追加すること、それから評価の結論には変更がないこと、さらに今後の追加的措置、環境保全のための措置が適切に行われているか否かについてはモニタリングや事後調査報告書で明らかにする旨の報告がありました。

ただいまの報告並びに説明につきまして御質問等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、森川委員からどうぞ。

○森川委員 地下ピットのほうの工事の話ですけれども、資料編のほうに地下ピットの大気中の有害物質の濃度が出ていまして、換気が始まって少し下がって、また少し上がっているみたいなどころがあるのです。ここにコンクリートを敷いて汚染物質を抑えるということだと思っておりますけれども、この抑えたときに、万が一、また少し上がってくるようなことがあったら、何か対策とかそういうのは考えておられますか。

○池田アセスメント担当課長 事業者のほうからは、万一、地下ピット内の濃度の上昇が確認された場合につきましては、空気測定の頻度を増やすことや、仮設設備等による換気や、

状況に応じまして活性炭設備等の設置について検討を行うと聞いてございます。

○森川委員 活性炭の設備で地下の排気を浄化するということですか。

○池田アセスメント担当課長 はい。それも含めて検討していくということにしてございます。

○森川委員 分かりました。

それと、有害の大気汚染物質、揮発性物質の計測のやり方はどういうふうになっていますか。

○池田アセスメント担当課長 専門家会議で指示に従って、実際、検証してございますけれども、そのときと同様の方法ということで、環境省のほうで出している有害大気汚染物質測定マニュアルを使いまして測定していて、今後もこれに基づきまして測定すると聞いてございます。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 まず、御説明があったのですけれども、やはり変更届が出てくるのが非常に遅かったことは東京都環境影響評価審議会としても遺憾だということを経理長あたりから強く言っていたかという点ではないかなと思います。

質問は、今回の変更届というのは、1つは、地下ピットがなかったということに対する対策を講じる。もう一つは、地下水の水位が思ったより高いので、これの揚水量を上げよう。大きくこの2つになると思うのですけれども、御説明の中に、どうして地下水の水位が高いのかという点と、この工事をすることで本当に下がるのかという点の御説明がなかったかなと思いますので、その点を1つお願いしたい。

もう一つは、全体的に、予測・評価項目選定表というのが16ページ、17ページ、18ページにあるのですけれども、土壌と水質だけにしているわけです。例えば土壌汚染のところ、26ページから続く27ページのところで、地下ピット内の揮発性物質濃度というのは土壌汚染の中の環境保全措置として記載されているわけですが、もともとの環境影響評価書ではこれは大気汚染のところ、予測・評価をしていたわけですね。土壌から揮発する揮発性物質、地下水から揮発する揮発性物質。何で大気汚染として評価しなかったのか。その整理をまず最初に教えてください。

○池田アセスメント担当課長 まず最初に、地下水をA. P. +1. 8mに管理できなかった原因でござ

ございますけれども、主要建物の建設工事につきましても、敷地内の地下水をポンプでくみ上げて、仮設の排水設備を設置して排水を行っておりました。ただ、平成28年7月から8月にかけて外構工事が進みまして、その際に仮設の排水設備を一時撤去せざるを得ない状況になった時期がございます。地下水管理システムの本格稼働は10月でございますので、ちょうどこの時期に台風等の影響によりまして相当量の雨が降ったことから、地下水の水位が上昇したものと市場のほうでは考えてございます。

もう一つのほうですけれども、先ほどの、なぜ土壌汚染等を書いていて大気汚染に書かないのかというところでございます。資料編の7ページを見ていただきますと、地下ピット内の空気中の濃度の変化につきまして記載してございます。その中で、地下ピット内の空気における水銀は、地下ピット内に侵入して溜った地下水に含まれる低濃度の水銀が気化したことが原因であるというふうに専門家会議のほうでは推測といたしますか結論づけているところがございます。現在、既に地下ピットにたまった水につきましては排出した状態になってございます。また、今後の追加対策としまして、換気、コンクリート打設を行うことによりまして、地下ピット内への揮発性物質の侵入は大幅に低減されると見込んでございます。さらに、今後モニタリングもしていきますし、万一、濃度上昇が確認された場合、先ほど森川委員の質問にお答えしましたけれども、必要な対策を講じていくということで、大気のほうに記載の必要がないと考えてございます。

○柳審議会会長 藤倉委員、続いてどうぞ。

○藤倉委員 今のお答えに関連してです。

今回、水位が上がっているのは、仮設がない時期の影響だということなのですが、水位が上昇し続けると、やはり周辺環境への影響があり得るわけですから、十分低く保っていただきたい。今後はちゃんと運転すれば水位自体も低く抑えられるという記述が変更届の中に明確にないので、ぜひそこが分かるような補足の情報の提供を期待したいと思います。

それから、2点目の大気のところ。今日の資料の変更届の16ページで見ますと、大気汚染の一番上の欄に施設の建設とあって【汚染土壌の掘削・処理等及び汚染地下水の処理等に伴うベンゼン等揮発性物質の予測】のところで、土壌汚染対策工事は既に完了していることから、見直しは行わないという非常に説明の不足した2行だけで済ましているわけですね。今、御説明いただいたように、地下ピットから蒸発するものは濃度が十分低いし、これからも低くなるだろうと予測されるからといったような説明がここにはないので、そこも非常に分かりにくい。すぐ下の工事用車両についてこれだけ細かく書いているのに、揮発するベンゼンなどに

ついでに記述が対策工事が終わっているから関係ないという書き方というのでは、ちょっと不足しているのではないかと感じます。

以上です。

○池田アセスメント担当課長 今回の御意見につきましては事業者のほうに伝えまして、情報の提供等をできるようにしてまいりたいと思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

最初に谷川委員からどうぞ。

○谷川委員 廃棄物の関係です。29ページ、30ページに今回の変更に伴う量的なものは示されています。また、評価のほうに、従前の環境影響評価書と同じような方法で適正にそれぞれ処理するとの記述がされています。それらについては、記載のとおりで、きちんとやっていただきたいということです。ただ、建設汚泥については、発生量は表4-3に書いてありますが、再資源化率、あるいは再資源化量の記述が表4-4に入っておりません。平成23年の環境影響評価書にもそれらの記載がないようなので、これについては最大限努力して、再資源化と適正処理を粛々と行い、その結果は事後調査でそれぞれの項目についてしっかりと整理していただきたいと思います。特に土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出処分量や、産廃の処理施設に搬出したもの、あるいは再資源化したものは、事後調査結果として、きちんと公表することを今後継続して実施していただきたいと思います。

それから、もう一件よろしいですか。

○柳審議会会長 はい。

○谷川委員 いわゆる地下水の処理です。今回、地下水管理システムでくみ上げた水の処理施設がつくられており、地下水の水質が、直接下水道放流できないものであれば処理することになっております。これまでも地下水については環境基準を超えているところがありますけれども、集めた地下水のモニタリングをして、事前に、水処理を要するかどうか、そのまま下水道に流せるかどうかをチェックされているということですが、これまで稼働している中で、水処理施設で処理しなければいけなかった事例はどのぐらいあったのかを教えてくださいたいと思います。

○池田アセスメント担当課長 まず地下水のほうを先に御回答させていただきます。

この地下水管理システムでくみ上げた水につきましては、今までのところ、下水排除基準を上回って水処理をする工程のほうに行った水については1回もないというふうに報告を受けてございます。

それと、先ほどの汚泥につきましては、リサイクルしないというか、ここから出てくる汚泥が汚染土壌と同様の扱いにされてしまうということで、資源化をするというよりは適正処理する方向にあったものですから、右側の表に入れていなかったのですけれども、当然、資源化率がないにしても書くべきだと思いますので、今後、事後調査報告書の中では実際にどういう処理をされたかも含めてちゃんと掲示をしていきたいと考えてございます。

○柳審議会会長 ほか。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 6ページから8ページにかけてまとめていただいております「変更の概要」の柱は2本あるわけですけれども、1つ目の「埋戻し・盛土の変更」については、本来あるはずであった盛土がなかったことによって、それにかわる措置としてコンクリートを打つという話です。

そして、2つ目の地下水管理の変更。こちらは、当初予定されていた対策を講じたのだけれども、初期の水位レベルまで低下していないので、追加的にさらに対策を講じるという点。そういう点で違う面はありますけれども、いずれにしても、先ほど藤倉委員からの2つ目で地下水管理についての御指摘がありましたが、こういった今回ここで示されている対策によって、その初期の機能もしくは初期の水位レベルにしっかりと抑えることができるのだ、その機能は確保し、水位レベルに抑えることができるのだというそのあたりの根拠がこの資料からは見えてこないというところがございます。

専門家会議ではお墨つきを得ているという説明はあるのですけれども、その専門家会議でどのようにシミュレーションなりに基づいて定量的に評価したのか。その結果、これらで十分なのだというふうに判断されたのかというようなところをもう少し根拠をお示しいただかないと、事業者の方も含めて、都民の皆様にも今後こういった追加的な対策、新たな対策をやっていくので大丈夫ですというふうに御説明したとしても、本当に大丈夫なのか、その不安の払拭にまでは至らないのではないかなと感じております。そのあたりの説明をもう少し丁寧にしていただけるとありがたいなと思います。

それと、少し細かい点なのですが、6ページと8ページのところの地下水位の説明についての表現です。例えば6ページの真ん中あたりにあります、またという段落の2行目ですが、地下水位が日常管理水位A. P. +1. 8mに達していない状況と。この達していない状況という表現が8ページにも出てくるのですけれども、この表現ですと、そこまで上がっていない状況というふうにも読めてしまうのです。そこまで下げられていないということをここでは言いたい

わけですから、そこは誤解のないように修正されたほうがいいかなと思います。

以上です。

○池田アセスメント担当課長 後段につきましては、確におっしゃるとおりですので、この辺は市場のほうにお話をしていきたいと思います。

前段の機能強化の部分につきましては、今すぐに出てこないのですけれども、専門家会議でも同様の御質問がございまして、それぞれ新設するポンプであるとか管についていろいろ計算をしまして、あるいは実際の地下の、格子状砕石層の今、現在の透水係数であるとか、そういうのをきちっとはかりまして、そういう中で積み上げたところを。もともと処理能力が全体として600m³/日ありますので、そのm³に達するだけの能力は計算上は成り立つということを御説明させていただいているところでございます。もともと600m³/日あるところ、今現在、40m³/日から70m³/日ぐらいの間で推移しているということで、大分力がないといひますか、原因は基本的には詰まりと言われているので、今、暫時詰まりを直しているところで、今後増水していくと思いますし、あと、建物下にも新たに追加をしますので、そちらのほうの効果が今後期待できるのではないかと考えてございます。

それでは、佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 今の御説明に関連してお伺いしたいのです。

確かに資-5の表2.1-1を見ますと、変更後は濁水用のポンプも入れてそれなりに機能強化を図るということは分かりますけれども、要するに濁質が多い場合にはストレーナーに目詰まりとかが起こるのではないかと。そういった管理がこれから長く使用していくときに果たしてできるのかという不安があるのですが、その点はいかがでしょう。

○池田アセスメント担当課長 こちらの地下水システムのメンテナンスにつきましては、当然、地下水位が上がってしまうことは、目標としている数値に近づかないので、それはまずいということもありますので、そこについては定期的にメンテナンスする。あと、今回、説明では省いてしまったのですけれども、物によっては泥が詰まりやすい場所があって、今までのポンプが清水用ということで、そういうのに弱いタイプのポンプだったということもありまして、今回、この後の工事で泥水が出やすい場所については濁水用のポンプに切りかえて揚水量を増やすようにしていくと聞いておりますので、今後、改善の様子は適宜見ていくのかなと思ってございます。

○柳審議会会長 それでは、齋藤委員。

○齋藤委員 同じような話で大変恐縮なのですが、資-4のところの地下水のモニタリ

ングの結果です。水位の話。今までも話がありましたけれども、地下水の管理システムがしっかり動くのかどうかというところのお話とも関連するのですが、今ここに各街区の地下水位が平均値として出ているのですけれども、その街区の中で水の流動が横方向にどう動いていて、取水によって、その排水によってちゃんとコントロールができるのかというのが非常に重要だと思うのです。そういう意味でいうと、この平均値で書かれたところのばらつきというか、水位の低いところ、高いところ、いろいろあると思うのです。そこら辺のばらつきの程度がどうなっていったのかというのをちょっと確認したいのです。もし情報を御存じでしたら教えていただきたい。

○池田アセスメント担当課長 今すぐ資料は出ないのですけれども、結構ばらつきがありまして、今の地下水管理システムのほうで把握できているのは建物の周りでございます。そちらについては、低いところについてはA.P. +約2mですけれども、高いところではA.P. +約3mということでばらつきがあるのは確かでございます。一律にみんなが同じような高さの水位になっていないのは事実でございます。

あと、建物下については手動で調査していますけれども、こちらについては、先ほど言った臨時のポンプをやった関係で、A.P. +2m前後で水位が安定していて、今後の状況によってさらに下げていくという計画になっています。

流動性につきましては、事業者のほうでは特に何かということはやってはいないようです。

○柳審議会会長 齋藤委員、よろしいでしょうか。

○齋藤委員 はい。

○柳審議会会長 それでは、町田第一部会長、どうぞ。

○町田第一部会長 盛土にかわる対策として地下ピットにコンクリート打設と換気システムを設置するというので、それに関連する事項として2点ほど質問させていただきます。

変更届の6ページをご覧ください。下から4行目のなお書きの事項ですけれども、ここの換気装置です。専門家会議では、この換気量につきまして1日1.6回から2.6回という数値の提言がございます。それに見合った換気システムといいますか、換気装置を既に選定されているのかどうか、その詳細についての質問が1点。

それから、このなお書きの最後のほうに、来場者等に十分配慮しながら計画するとなっておりますけれども、十分に配慮するというのはどういうことを意味しているのか。

この2点について御説明いただければと思います。

○池田アセスメント担当課長 まず1つ目の質問は、具体的な仕様といいますか、能力につい

てでございますけれども、現在設計中ということで、具体的な仕様についてはまだお示しできないということです。ただ、今、町田部会長がおっしゃられたとおり、専門家会議で1.6回から2.6回換気するようにというお話がございましたので、それに見合う形での能力を求めます。それと、万が一壊れたときのために予備を設けるという話も聞いてございます。

それと、十分な配慮につきましてです。7ページの絵を見ていただくと、上の絵ですが、換気と給気の矢印が建物の足元に出るような絵で描かれているのですけれども、実際、こんなところで排気をするということではなくて、当然、市場で働く方もいらっしゃいますし、千客万来施設などで、あるいは見学などの来場者もいらっしゃいますので、排気口につきましては、その人たちに直接当たるようなことがないように、あるいはその方々から十分離れた場所に設置すると聞いてございます。

○町田第一部会長 分かりました。

いずれにしても、これは第1種換気システムを使うということですので、給排気ファンの機種あるいは設置位置等を十分考慮していただきまして、騒音についても十分な配慮をしていただきたいと要望いたします。

○池田アセスメント担当課長 今後の換気設備の計画に当たりましては、今、町田部会長がおっしゃられたようなことにつきましては十分配慮するように市場のほうに伝えていきたいと思っております。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、西川委員、どうぞ。

○西川委員 温室効果ガスに関連しての要望でございます。

先ほど来お話に出ているとおり、今回、18ページの項目選定表にあります熱源施設等の稼働について変更がないという記述でございますが、この、熱源施設等の等の部分に揚水ポンプの増設であったり機械換気設備の増設が含まれますので、一次エネルギー消費量がこの変更に伴って増えることは事実だと思っております。その一方で、不明確な点、あるいは熱源施設にかかわる消費エネルギーに対しては非常に少ないということも予想されますので、今後の事後報告の中ではその変更対象となった部分についてぜひ明らかにしていただき、その温室効果ガスに絡む数値の定量化をお願いしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○池田アセスメント担当課長 ありがとうございます。

町田部会長のところでもお話ししましたが、換気ファン等についての仕様は、今、

実際の実施設計しながら固めているところがございますので、今回の変更届にはちょっと間に合わなかったところもございます。今後の事後調査報告できちっと量的な把握をさせていただいて、ほかの温室効果ガスとあわせて報告をするようにいたします。

○柳審議会会長　ほかにいかがでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員　資-1の遮水機能の確認のところですか。私、土木は専門でないのでよく分からなかったのですが、当初は、鋼矢板のようなもので完全に地下水が遮断できるのかという不安は持っていたのですが、今回、充填材を入れることによってかなりの遮水効果は認められるということは了解いたしました。ここに充填材とだけ書いてございまして、材質が一体何なのか分からない、この施設は、今後、長らく使っていくものですので、一体どんな充填材で、恒久性のあるものなのかどうか。その辺について教えていただけますでしょうか。

○池田アセスメント担当課長　資-1の中ほどの絵を見ていただければと思います。

鋼管矢板がありまして、その接続部分については、継ぎ手に充填材を流し込んで連結し、遮水性を確保しますと書いてあります。確かに、こちらにどういう素材を使うかは書いておりませんが、確認をしたところ、継ぎ手部分につきましてはセメント系のモルタルを注入していると聞いてございます。

その継ぎ手につきましては透水係数も施工後確認をしております、 4.2×10^{-9} cm/秒から、 2.2×10^{-8} cm/秒ということ。資-1に要求性能というのが文章に書いてあるのですけれども、こちらよりさらに透水係数は低いということで確保されていることも確認してございます。また、今後、補修については充填材を注入するような形でやるというふうにも聞いてございます。

○柳審議会会長　それでは、堤委員、どうぞ。

○堤委員　先ほどの温室効果ガスについてです。西川委員の御質問にも関連するのですが、これだけの規模の建物、施設であることを考えると、エネルギー消費量とか、CO₂排出量、温室効果ガスの排出量などはぜひ継続的な調査をお願いして、御報告をいただければと思います。

要望です。よろしく願いいたします。

○池田アセスメント担当課長　ただいまの堤委員の御意見につきましても市場のほうに伝えさせていただきたいと思います。

○柳審議会会長　ほかに。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 今回、いろいろな変更をされて、そもそもが遮水壁で地下水は地区と外が遮断をされていて、さらに、今、地下水管理システムがうまく機能すれば地下水位も下がっていく。それから、碎石層を入れることによって毛細管現象も毛細現象も毛管現象も抑制できる。さらに、今回、コンクリートを全部に張る。さらに換気もする。そういう意味でいうと、二重三重というか、相当なバリアを張っていると思うのです。それで、先ほど来、皆様方は運用管理の問題だよねという話をされていたと思うのですね。私も全くそう思うのです。

一方で、ちょっと変な話ですけれども、今日の資料の9ページを見ますと、建物下のところにコンクリートをせっかく張るのにまた排水用のところをつくるというような感じですね。二重三重四重にやるがために、またほかの問題が出てきて、結局、こういったところがまた漏れの影響、可能性も考えられる。そういう指摘というか提案があったのでこういうことをされているのだろうけれども、本来、横方向の流動がある程度確保されていて、それに基づいて排水の管理がなされるようなことが可能であるなら、この建物下は本来は要らないと思うのです。それが今、こういうものも必要だということは、ある程度横方向の流動性に関しては懸念も若干あるではないかと思うのです。そういった意味で、先ほど来お話をさせていただきましても、地下水のモニタリングも含めて、そういった流動性が十分ではないかもしれないということを前提に管理をしていくということをお願いしたいかなと思います。

以上です。

○池田アセスメント担当課長 流動性については、申し訳ございませんけれども、今、御回答できる状況ではございません。建物下につきましては、より安定的に、このピット内に揮発性物質等が上がらないためにも地下水位をきちっと下げたいということ。最初に説明しましたけれども、もともとここには揚水ポンプはなかった。そこを強化して、建物下については確実に揮発性物質が上がらないようにしていこうというのが今回の増強の主な目的でございます。そこにつきましてはきちっとやらせていただいて、齋藤委員の最後のコメントにつきましては市場のほうにきちっと伝えましてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 質問を1つとコメントを2つです。

質問は、24ページの地下水のところの環境保全のための措置のところ、結果は事後調査

報告書で報告するとありまして、同様の記述が27ページの土壤汚染でもあるのですけれども、この事後調査報告書というのは工事の施行中扱いですか。それとも完了後ですか。施行中はもう計画としては事後調査報告はなかったように記憶しているのですが、そこの位置づけを教えてください。

あとは、この変更届に関するコメント2点です。

1つは、目次を見ていただきますと、大きな4番で、環境に及ぼす影響の内容及びその程度並びに評価の見直しについてということで、水質汚濁と土壤汚染は予測があって、環境保全のための措置があって、評価があるのですけれども、廃棄物は予測があって、いきなり評価になっていて、環境保全のための措置は書かれていないです。評価の中にそれっぽいことは書いてはあるのですけれども、非常に整理が悪いので、本来であれば、環境保全のための措置をきちんと書くべきではなかったかと思います。何か補足的に事業者のほうで対応していただけるといいのではないかと思います。

あわせてもう一点は、6ページの下から4行目の換気の排気位置についてです。表現として市場関係者や来場者等に十分配慮しながら計画する、となっているのですが、周辺環境という言葉がないので、等に入っているのかもしれませんが、きちんと周辺の環境にも影響を及ぼさないように。来場者というのは、多分、施設内に入った顧客を指すと思うので、外の環境に対しても配慮するということを本来きちんと示していただければと思います。

○池田アセスメント担当課長 まず、最初の質問のほうの事後調査計画のお話でございますけれども、今回のモニタリングに関しましては、工事が完了後の話になるかと思います。例えば、工事中にやっても工事中の物質が出てくるだけで、実際には、地下水などを工事完了後にモニタリングをして、その後の変化について把握をしていく。空気についても、工事中の空気を測定しても、工事のいろいろな粉じん等が舞いますので、そこをやるのはちょっと。ただ、そこで工事しますので、安全確認という面ではやっていくとは思いますが、基本的に2つのモニタリングにつきましては事後というふうに認識をさせていただきます。

ただ、今回の土壤汚染とか水質汚濁については、工事中についても今後事後調査等で報告をしていく形になろうかと思います。

それと、廃棄物の環境保全の措置につきましては、市場とも相談して、今回、新たな追加がなく既存のものはやるということだったので、省略している部分がございます。

最後の、十分な配慮のところは周辺環境を、ということ。こちらについても十分配慮してまいりたいと思います。

ちなみに、この空気測定については、地下ピット内だけでなく、敷地境界でも今までやっております。どの位置にするかについては今後また検討すると聞いておりますけれども、敷地境界とのところでもしっかりと把握していきたいと聞いておりますので、その辺も十分把握しながら周辺環境への影響がないようにしていきたいと聞いております。

以上です。

○柳審議会会長 続いてどうぞ。

○藤倉委員 事後調査報告書が完了後ということだと、31ページ、32ページではどこに出てくるのですか。

○池田アセスメント担当課長 土壌汚染と水質汚濁のふだんの事後調査報告書を見ていただくと分かるのですが、環境保全の措置について、この項目に限らず一覧で示させていただいて、具体的なところについては、水質汚濁と土壌汚染のところ。

すみません、ここ、ないですね。すみません、失礼しました。力説しておきながら何なんですが。

ここに書いてございませんけれども、実際に都民の関心等々を考えれば、当然、その部分も事後調査においても報告をしていただくのがいいのかと考えております。項目はございませんけれども、環境保全の措置の措置状況ということで、事後調査の報告の中ではしていただく予定で考えております。

○柳審議会会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

では、佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 お願いを1点したいと思います。

資-15を見ていただくと、今後の地下水の水質の計測の概要ということで、少なくとも2年間ぐらいは水質モニタリングを行うということが記載されております。この水質モニタリングにつきましては、たしか1回から7回、以前行っていた水質モニタリングで不検出が続いて、8回で少し検出されて、9回では環境基準をかなり上回ったというようなことを記憶しております。その原因というのが、地下水の流動のためなのか、分析ないしは採水の問題があったのか、定かではありませんけれども、そうした事実が市場の関係者や都民の不安とか不信をかなり招いたと思います。

そこで、今後2年間行うモニタリングにつきましては、ぜひ測定データの信頼性の確保ということに十分留意していただきたいと思います。測定データの信頼性を確保するためには、その分析をしっかりとするというだけではなくて、採水についても十分留意する必要があります。

す。地下水を採水するというのは、地下の管にたまった水を一度排出して新たな地下水をとっていくかなり手間のかかることではありますけれども、その辺をしっかりとやっていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○池田アセスメント担当課長 ただいまのコメントにつきましては市場のほうに伝えさせていただきたいと思います。委員が御指摘のように、専門家会議のほうでは、その辺の採水から含めてさかのぼってヒアリングとかをして十分検証しているようです。そこの大事さは今回の件で十分分かっているかと思いますので、伝えさせていただきます。

○柳審議会会長 それでは、町田委員、どうぞ。

○町田第一部長 先ほどの齋藤委員の御質問と関連することです。

9ページに、地下水管理システム機能強化の概要という図がございます。先ほど事務局の説明で、たしか地下ピット内の揚水設備の設置については仮設という御説明があったかと思うのですが、仮設となると、日常管理水位が確保できた場合にはこのシステムは要らなくなるかと考えてよろしいのでしょうか。したがって、日常管理水位が維持される状況下になったら、この絵にある揚水のところはコンクリートを埋め戻すとか、そういうことまでお考えなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○池田アセスメント担当課長 すみません。私の説明がたなくてちょっと誤解を与えていますけれども、今現在についているポンプは仮設で、もともとピット内には揚水ポンプがなかったもので、現在も仮設で揚水を続けております。地下水位がちょっと下がったのでほとんど出てこないような状況です。

今回の追加工事につきましては本設としてつけるものです。今後安定して建物下について A. P. +1.8m を維持できるようにということで、本設で工事をする予定で考えています。

○町田第一部長 現在についているポンプが仮設ということですね。分かりました。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 先ほど藤倉先生から廃棄物の部分で御指摘いただいたことと重なるのですが、環境保全措置の記述が項目を起こされていないというところで、前回もお話したのですが、廃棄物に関しては原単位法を用いる予測ということで、予測の数字の精度の細かい話を後で検証するというよりは、環境保全対策のほうを事後で見ていくことが重要かなと感じていますので、同じような方法をとられたとしても、きっちり起こしていただきたいと思

います。また、今後、供用後に関して、もしかしたらグッドプラクティスが出てくるかもしれない。そういったことが今後の環境保全措置に対して反映できるものもあるかもしれないと思いますので、その点を考えて対応していただきたいなと感じます。

もう一点だけお話しさせていただきたいのが、この変更届のつくりです。前の水質汚濁と土壌汚染のことでは、これまで実施した工事による影響という項目も起こされていて、丁寧に書かれているのですけれども、廃棄物の部分に関してはちょっと力尽きてしまったのかなと感じるような記載で、そのあたりが曖昧な記述になっています。記述として大きな間違いはないのだろうと感じるのですけれども。

例えば、評価書の8. 13-16ページで今回の変更届と同じような表があるのですけれども、こちらを見ていただきますと、数字の部分で異なっている部分が、例えば上から2行目のコンクリート塊が約64, 000m³と予測していたものが約84, 000m³になっているとか、ちょっと下を見ますと、建設汚泥の2つ目、約48, 000m³というのが約150, 000m³になっていたり、この変更届に出ている数字が予測値なのか実測値なのかというのがちょっと分かりにくい記載になっています。例えばこれまでの報告の中で出てきていたと思うのですけれども、そういったものを概説していただいて、これまでの工事ではこういったことがあったけれども、こういった対策をしてきたと。簡潔にでもいいので、それで変更後に生じるのはこういった影響であるという書き方をしていただけると、変更届の筋としていいのかなと思いましたので、今後反映させていただけたらと思います。

あわせて、事後調査報告においてしっかりと説明していただきたいと思います。

以上です。

○池田アセスメント担当課長 豊洲市場につきましては、冒頭に言いましたけれども、もう既に11回変更届が出ておりまして、そのたびに工事等々が変わってございまして、必要に応じて廃棄物量なども見直しをしております。なので、今、委員御指摘のように、評価書と比べると数字が全然違うというのはおっしゃるとおりでございます。そういう意味では、今回、この中身を見ただけではそういう変化も見えませんが、そういうことが把握できないような形になってございます。事後調査のほうでは数字もきちっと把握されて報告されておりますので、今回の分も含めて、今後の事後調査の中でそこが分かるような形できちっと表現していきたいと思います。

○柳審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、受理関係につきましてはこれで終わります。委員からさまざまな内容の指摘がありました。この内容につきましては事務局から事業者を適切に指導していただければと思います。

それから、藤倉委員から冒頭指摘されたことですが、今回、変更届がなされずに評価書の内容と異なる工事が実施されたことによりまして、環境影響評価という制度の信頼性が損なわれる事態が発生しました点につきましては、審議会を代表しまして強く遺憾の意を表したいと思います。

いうまでもなく、アセスメント制度と申しますのは、事業者自らのセルフコントロールの仕組みを手段で担保することによって、環境の保全と事業者の事業に対する透明性と説明責任を果たしていくことを目指すものであります。事業者が自ら行うということで示された評価書の内容を誠実に履行して、変更がある場合にはその都度、変更届を提出するという手続を行うことで、環境配慮を適正に担保するというわけでありまして、今回の事態は、ある意味では、条例上ないしは条例運用上の問題がそこに潜んでいるかもしれませんので、条例等の見直しを含めて、東京都には強くお願いしておきたいと思っております。

私からは以上です。

何かほかにございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、これをもちまして、本日の審議会を終わりたいと思っております。

皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は係員の指示に従って退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前11時04分閉会)